

## 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書

平成 12 年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等、協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性、自立性が高まった。来る人口減少、超高齢社会へ向けて、活力ある個性豊かな地域づくりのため、地方政治の担う責任はさらに重きを増し、首長とともに二元代表制の一翼を担う地方議会の役割は、ますます重要なものとなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、公職選挙法が改正され、国政選挙では平成 15 年に政党の政権公約を記載した冊子が、地方公共団体の長の選挙では平成 19 年に法定ビラが、頒布可能となった。しかし、地方議会議員選挙においては、未だ法定ビラの頒布が認められていない状況にある。

また、平成 27 年の公職選挙法改正により選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことに併せ、昨今の低調な投票率の向上に資するためにも、有権者の判断材料となる候補者の政策等の情報を伝える手段を充実させることは、民主主義国家たるわが国において必要な環境整備のひとつである。

そのため、全国市議会議長会は地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化を要望している。また、平成 28 年の第 190 回国会においては、公職選挙法の一部を改正する法律案を審議する衆議院及び参議院の特別委員会で、地方議会議員選挙におけるビラ頒布の速やかな検討を求める決議又は附帯決議がそれぞれ全会一致で可決されている。

よって、本市議会は国に対し、地方議会議員選挙においても、参政権の行使に有用となる公職選挙法第 142 条に規定する法定ビラの頒布を認めるよう、公職選挙法を改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）3 月 17 日

那覇市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣